

食安輸発0109第1号
平成27年1月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ミャンマー産食品のクロルピリホス及び中国産菜の花のハロキシホップ)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年12月25日付け食安輸発1225第13号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ミャンマー産冷凍ぐちすり身において食品衛生法第11条第3項違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、特定業者の残留農薬に係る検査の頻度を引き上げて対応することとし、上記通知の別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第3から中国産菜の花のハロキシホップの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年1月9日	ミャンマー	食品	残留農薬 (クロルピリホス)	PYILONECHANTHA TRADING CO., LTD.